

陸上競技/えがお健康スタジアム利用料金改定について

令和元年10月1日からの消費税増税に伴い、利用料金が下記のとおり改定されます。

●施設利用料 (消費税等込)

区分			現行		改定後		
アマチユースアリーナ	利用者が入場料を徴収する場合 (1日につき)	一般	税込み入場料金の最高額 150人分に相当する総額 (その額が133,390円未満 のときは133,390円)		税込み入場料金の最高額 150人分に相当する総額 (その額が 135,860円 未満 のときは 135,860円)		
		学生	税込み入場料金の最高額 120人分に相当する総額 (その額が61,750円未満 のときは61,750円)		変更無し		
	利用者が入場料を徴収しない場合	一般	観覧席を全部利用する場合 1時間につき	10,270円	観覧席を全部利用する場合 1時間につき	10,460円	
		一般利用	観覧席を利用しない場合又はメインスタンドのみを利用する場合 1時間につき	5,130円	観覧席を利用しない場合又はメインスタンドのみを利用する場合 1時間につき	5,230円	
アマチュアスポーツ以外に利用する場合	1日につき	一般利用	1日につき	330円	一般利用	1日につき	340円
		学生	観覧席を全部利用する場合 1時間につき	4,750円	変更無し		
	一般利用	観覧席を利用しない場合又はメインスタンドのみを利用する場合 1時間につき	2,400円				
	一般利用	1日につき	150円				
アマチュアスポーツ以外に利用する場合	(を)利用者が入場料を徴収する場合	税込み入場料金の最高額の300人分に相当する額(その額が400,150円未満のときは400,150円)		税込み入場料金の最高額の300人分に相当する額(その額が 407,560円 未満のときは 407,560円)			
	(を)利用者が入場料を徴収しない場合	観覧席を全部利用する場合 1時間につき	30,790円	観覧席を全部利用する場合 1時間につき	31,360円		
		観覧席を利用しない場合又はメインスタンドのみ利用する場合 1時間につき	15,390円	観覧席を利用しない場合又はメインスタンドのみ利用する場合 1時間につき	15,680円		

備考 1.利用する時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間とみなす。

2.「学生」とは学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規程する学校に就学している者及びこれに準ずる者をいう。

(消費税等込)

区分	単位	現行	改定後
補助競技場	大人	1時間につき	2,160円 2,200円
	高校生以下	1時間につき	1,000円 変更無し
投てき場	大人	1時間につき	430円 440円
	高校生以下	1時間につき	200円 変更無し
補助競技場 温水シャワー	1回(3分)につき	100円	変更無し

●附属設備利用料 (消費税等込)

区分	単位	現行	改定後
夜間照明	1/4点灯	1時間につき	5,180円 5,280円
	1/2点灯	1時間につき	8,640円 8,800円
	全点灯	1時間につき	15,450円 15,740円
	補助灯	1時間につき	2,160円 2,200円
大型映像装置A	1式1時間につき	7,440円	7,580円
大型映像装置B	1式1時間につき	4,540円	4,620円
場内放送器具	1式1時間につき	1,630円	1,660円
写真判定装置	1式1時間につき	1,030円	1,050円
陸上競技器具	1式1時間につき	2,210円	2,250円
会議室	A	1室1時間につき	550円 560円
	B	1室1時間につき	430円 440円
	C	1室1時間につき	430円 440円
	D	1室1時間につき	600円 610円
	E	1室1時間につき	480円 490円
	F	1室1時間につき	380円 390円
第一休憩室(応接室)	1室1時間につき	430円	440円
第一休憩室(貴賓室)	1室1時間につき	550円	560円
放送器具等操作室	1室1時間につき	920円	940円
小放送室	1室1時間につき	220円	変更無し
更衣室A	1室1時間につき	650円	660円
更衣室B	1室1時間につき	650円	660円
ドーピング検査室	1室1時間につき	320円	330円
控室A	1室1時間につき	110円	変更無し
控室B	1室1時間につき	110円	変更無し
コインロッカー	1箱1回につき	50円	変更無し
陸上競技器具(補助競技場)	1時間につき	700円	710円